

博物館の登録等に関する規則の制定について

令和5年3月17日
教育庁教育振興部文化財課
電話043-223-4130

博物館の登録に関する規則は、博物館法及び博物館法施行規則に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めています。

このたび、博物館法及び博物館法施行規則の一部改正により、博物館の登録制度等が変更され、令和5年4月1日付けで施行されます。これを踏まえ、博物館の登録等に関する規則を制定するものです。

1 主な改正内容

(1) 博物館の登録に関する審査基準の設定

文部科学省が定める基準（博物館法施行規則）を参酌して、以下の基準を定める。

- ① 資料の収集・保管・展示、調査研究体制に係る基準
- ② 学芸員その他の職員の配置に係る基準
- ③ 施設及び設備に係る基準

(2) 博物館に相当する施設の指定に関する審査基準の設定

博物館の登録に関する審査基準を準用する。

ただし、「② 学芸員その他の職員の配置に係る基準」については、「学芸員」→「学芸員に相当する職員」と読み替える。

(3) その他、所要の改正を行う（押印の見直し含む）

2 根拠法令・関係法令

○博物館法

第16条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

○博物館法施行規則

3 施行期日

令和5年4月1日